～障害者差別解消法～

〇兵庫県の取組み

⑴兵庫県障害者差別解消推進要綱
　兵庫県の基本方針や施策展開等をまとめたもの

⑵兵庫県職員対応要領
　兵庫県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を策定

⑶事業者向けパンフレットの作成

⑷障害者差別解消相談センター
　障害者差別について、経験豊富な相談員（社会福祉士や精神保健福祉士）が相談を受付け

⑸合理的配慮アドバイザー
　障害者支援や障害者雇用に精通した専門家を無料で派遣し、事業者をサポート

⑹弁護士・福祉専門職による法律相談

⑺兵庫県障害者差別解消支援地域協議会
　障害者差別に関する意見交換・情報交換を行う場

⑻兵庫県民・事業者ガイドー合理的配慮のための実践事例集ー
　具体的な差別事例やその対応方法などを示した事例集

兵庫県ホームページより
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/antidiscrimination.html

〇豊岡市の取組み

⑴豊岡市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領
　市職員の適切な対応について定める

⑵広報・ホームページでの周知

旧優生保護法に関する最高裁判決、その後の政府や国会の対応の現状

2024 年７月３日、旧優生保護法のもとで障害などを理由に不妊手術を強制された人たちが国を訴えた裁判の判決で、最高裁判所大法廷は、旧優生保護法は憲法違反だとする初めての判断を示しました。

そのうえで「国は長期間にわたり障害がある人などを差別し、重大な犠牲を求める施策を実施してきた。責任は極めて重大だ」と指摘し、国に賠償を命じる判決が確定しました。

戸倉三郎裁判長は「旧優生保護法の立法目的は当時の社会状況を考えても正当とはいえない。生殖能力の喪失という重大な犠牲を求めるもので個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反し、憲法 13 条に違反する」と指摘しました。

また、障害のある人などに対する差別的な取り扱いで、法の下の平等を定めた憲法 14 条にも違反するとして、「旧優生保護法は憲法違反だ」とする初めての判断を示しました。

1996 年まで 48 年間続いた旧優生保護法は精神障害や知的障害などを理由にした不妊手術を認め、手術を受けた人はおよそ２万 5000 人に上るとされています。判決を受けて国は被害者への補償など、対応についての議論を迫られることになります。

～NHK ニュースより～

旧優生保護法の被害者救済を目指す新法は 2024 年 10 月８日の参院本会議で全会一致で可決され、成立した。不妊手術を強制された被害者や配偶者への補償や、人工妊娠中絶手術を受けた被害者への救済を実現する。衆参両院は優生思想に基づく過去の違憲立法を謝罪し、政府に誠実な対応を求める決議も可決した。

救済法では、不妊手術を強制された人に１５００万円、その配偶者に５００万円の補償金を支給する。本人や配偶者が死亡している場合は遺族が受け取り対象となる。人工妊娠中絶手術を強いられた人には、一時金２００万円を支給する。

救済法は、前文で国会と政府の責任に言及した上で、「心から深く謝罪する」と明記した。両院は「このような事態を二度と繰り返すことのないよう、あらゆる偏見と差別を根絶し、個人が尊重される社会を実現すべく全力を尽くす」との決議を全会一致で可決した。

～読売新聞オンラインより～